

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村 介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について

計 31 枚（本紙を除く）

Vol.1 4 5 9

令和8年1月9日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2260）
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 9 日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中
市 町 村

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について

介護保険制度の運営につきましては、平素よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 420 号。以下「改正政令」という。）の改正の趣旨等は、「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）」（令和 7 年 12 月 19 日付け老健局長通知）によりお示ししたところであるが、その施行準備に当たっての留意点等を下記のとおり整理したので、各都道府県、各市町村におかれては内容を御了知の上、管内保険者への周知を図るとともに、適切な対応を期されたい。

記

1. 介護保険条例参考例について

改正政令を踏まえた各保険者における介護保険条例の改正に当たっての参考に供するため、別添のとおり介護保険条例参考例を改正したので、必要に応じて参照されたい。

なお、本参考例は、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 39 条第 1 項第 13 号を更に区分する保険者において必要となるものである。

2. 前年度非課税者に係る特例減免について

令和 7 年度（令和 6 年分）の住民税非課税の者（第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員）について、令和 7 年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和 8 年度（令和 7 年分）も引き続き住民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲の就労調整（就労

収入の増加)を行う場合については、介護保険法(平成9年法律第123号)第142条に定める「特別の理由」に該当するとして、同条に基づき、当該者の保険料を令和8年度保険料算定において、課税・非課税の判定について住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できることとする。

当該減免は、本人の申請に基づき個別に認定することが基本であるが、申請・認定に係る事務負担等を踏まえ、本人の個別申請によらずシステム上の対応を可能とする。

また、当該減免を受けた者については、減免後の保険料段階に基づき、低所得者軽減に係る国庫負担や調整交付金の算定を行う。

なお、これらの減免は令和8年度限りの措置とする。